

[事案 2025-110] 損害賠償請求

・令和 8 年 4 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足などを理由に、損害賠償を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 6 年 5 月に契約した積立利率変動型終身保険について、以下の理由により、一時払保険料と解約返還金の差額を損害賠償として支払ってほしい。

- (1) 募集人から、本契約の設計書は受け取ったが、本契約の一時払保険料 100 万円とは異なり一時払保険料 300 万円の設計書であった。募集人は、保険の説明には軽く触れていたが、詳しい説明はしていない。募集人から、口頭で「良いお話だ」と丸め込まれ、募集人を全面的に信用していたため印鑑を押した。
- (2) 募集人は、申立人の今後の生活感に合う保険を進めるべきであるが、自身の利益のために本契約を締結させた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申込前である令和 6 年 4 月の面談時、募集人は、他社の変額個人年金保険と本契約を提案した。募集人は、両保険について、パンフレットおよび設計書を用いて説明しており、本契約については、契約締結前交付書面兼パンフレットに記載している通り解約・減額の場合に市場価格調整や解約控除があること、解約返還金額が一時払保険料を下回ることがあること、為替リスクがあることなどを説明した。申立人は、他社変額個人年金保険については特別勘定での運用リスクに懸念を示す一方、本契約については外貨建を選択すれば為替リスクはあるものの一時払保険料よりも高額な死亡保障があることから、本契約を選択した。このとき、申立人から「設計書記載の保険料 300 万円ではなく 100 万円にしたい」との希望があったため、募集人は面談後に保険料 100 万円とした設計書を郵送し、4 月の申込時に、上記設計書を用いて再度説明を行った。
- (2) 募集人は、申込みの際、本契約の解約返還金が一時払保険料を下回ることがあることや為替リスクがあることなどを説明しており、また設計書および契約締結前交付書面兼パンフレットにおいてもその旨の説明が記載されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。